

## 役務契約書（単価契約）（案）

1. 業 務 名 デジタル複合機保守点検業務
2. 業 務 場 所 三陸中部森林管理署
3. 業 務 内 容 別紙「仕様書」のとおり
4. 履 行 期 間 自 令和 7年 4月 1日  
至 令和 8年 3月 31日
5. 業 務 請 負 金 額 金 円  
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円)
6. 契 約 保 証 金 免除

上記の請負業務について、発注者と受注者とは、各々の対等な立場における合意に基づいて、本契約書及び令和7年2月28日に交付した役務契約約款によって、公正な業務請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の証として本書2通を作成し、発注者及び受注者記名押印の上、各自1通保有する。

令和 年 月 日

発注者 岩手県大船渡市盛町字宇津野沢7-5  
分任支出負担行為担当官  
三陸中部森林管理署長 印

受注者 住所  
称号又は名称  
代表者氏名 印

## 仕様書

### 1. 契約の目的

受注者は、発注者の使用する複合機の機能保全のために、定期及び臨時に受注者の担当社員及び技術員を派遣し、常に正常な状態で機能が作動するように保守及び調整、消耗品の交換を行うものとする。

### 2. 対象となる機器及び設置場所

本契約の対象機及び設置場所は次のとおりとする。

機器	機種	設置場所
RICOH IM C4500	カラー	三陸中部森林管理署事務室

### 3. 保守の実施

- (1) 受注者は、複合機の点検及び調整等を、毎月1回以上実施しなければならない。また、併せてカウンターの数値確認作業を実施しなければならない。なお、3月におけるカウンターの数値確認作業は3月31日に実施することとする。
- (2) 受注者は、複合機が故障した場合は、発注者の請求によりただちに技術員を派遣して修理に着手し、発注者の業務に支障のないよう速やかに正常な状態に回復させなければならない。
- (3) 複合機の保守調整等に必要とされる部品(用紙及びステープラー針は除く)の費用は、すべて保守料金に含むものとする。
- (4) 複合機の保守、調整等に要する経費は、次の場合を除き受注者の負担とする。
  - (ア) 発注者の故意又は取扱上の重大な過失による場合
  - (イ) 受注者又は受注者の指定した者以外による改造修理及び分解を行った場合
  - (ウ) 天災・地変その他これに類する災害による場合

### 4. 請求代金の計算方法

毎月の総複写枚数に契約単価を乗じた総金額を算出する。(A) その総金額から不良コピー、テストコピー分としてモノクロ1%、カラー1%を乗じた金額を控除金額として算出する。(B) 総金額(A)から控除金額(B)を差し引いた金額に消費税を上乗せした金額を請求金額とする。

なお、3月期については、カウンター数値確認作業実施後速やかに請求するものとし、三陸中部森林管理署に令和8年4月6日必着とする。

### 5. 設置場所の変更

発注者は、設置場所を変更する場合は、あらかじめ受注者に通知するものとする。

6. コピー予定数量

モノクロコピー・プリント 月 6,000 枚 × 12 ヶ月 = 72,000 枚

フルカラーコピー 月 500 枚 × 12 ヶ月 = 6,000 枚

フルカラープリント 月 5,000 枚 × 12 ヶ月 = 60,000 枚

※上記数量は予定数量であり変動するものとする。

7. メンテナンスサービス体制

項目	仕様内容
サービスエンジニアの部署	サービス部門又は協力会社を納入先の近隣都市に保有していること
メンテナンス等	納入先の機器が故障した場合は3時間以内に訪問し修理・対応ができること
消耗品等	トナー等の消耗品は市販している等市場で入手可能である機種であること

## 内 訳 書

物件名： デジタル複合機保守点検業務

機 器： RICOH IM C4500

設置場所： 三陸中部森林管理署 事務室

	種 別	枚 数	単 価 (税抜き)	使用 枚数	契約 月数	予 定 金 額 (円)	備 考	
	保 守 点 検 料	モノクロ	～			12ヶ月		
以上					12ヶ月			
小計				6,000	12ヶ月			
カラーコピー		～				12ヶ月		
		以上				12ヶ月		
		小計			500	12ヶ月		
カラープリント		～				12ヶ月		
		以上				12ヶ月		
		小計			5,000	12ヶ月		
保守点検料 計								
消費税額(10%)								
合 計								

※1枚当たりの単価は、小数点以下2位止めとする。